

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区街づくり条例(平成7年3月世田谷区条例第17号。以下「条例」という。)第37条の規定に基づく意見交換会の運営等について、条例及び世田谷区街づくり条例等の施行に関する規則(平成7年3月世田谷区規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(意見交換会の開催等)

第2条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第37条第2項の必要があると認めるときには該当しないものとし、意見交換会を開催しないものとする。

- (1) 意見交換会の開催を要請した周辺住民が、その要請を取り下げたとき。
- (2) 意見交換会の開催の要請理由が、意見交換会の目的に合致しないとき。
- (3) 第3条第1項の規定による出席者の指定が困難であるとき。
- (4) 第3条第2項の規定による募集に対する応募がないとき。
- (5) 第4条の規定による意見交換会において意見を述べる者(以下「意見陳述人」という。)の指定が困難であるとき。
- (6) 既に建築構想に係る合意の形成が概ねなされていると認めるとき。

2 意見交換会の開催回数は、一の建築構想の届出につき2回を限度とする。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りでない。

3 区長は、必要があると認めるときは、意見交換会の運営に関し必要な事項について周辺住民の出席者及び建築事業者の出席者の一方又は双方と打合せを行うことができる。

(周辺住民の出席者)

第3条 区長は、周辺住民の要請に基づき意見交換会を開催しようとするときは、意見交換会の会場の収容人員等を勘案し、当該要請をした者と協議の上、周辺住民の出席者を指定するものとする。

2 区長は、建築事業者のみの要請に基づき意見交換会を開催しようとするときは、周辺住民の出席者を募集するものとする。

(意見陳述人)

第4条 区長は、前条の周辺住民の出席者の内から、意見陳述人を指定するものとする。

2 区長は、建築事業者の意見陳述人については、建築主、設計者その他の建築構想の内容を熟知し、責任ある陳述をすることができる者を指定するものとする。

3 意見陳述人の人数は、周辺住民にあつては5名以内とし、建築事業者にあつては3名以内とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(議長)

第5条 意見交換会の議長(以下「議長」という。)は、建築構想に係る建築物の所在地を所管する総合支所街づくり課長をもって当てる。

(議事進行)

第6条 議長は、意見交換会の会議にあつては、第4条の規定により指定された意見陳述人に対してのみ意見を述べるよう求めるものとする。ただし、意見交換会の進行に支障がないと認めるときは、意見陳述人以外の出席者に意見を述べさせることができる。

(陳述の内容)

第7条 議長は、周辺住民の意見陳述人のうち当該意見交換会の開催を要請したものについては、意見交換会の会議において意見交換会開催要請書の要請理由及び意見の範囲で意見を述べるよう求めるものとする。ただし、建築構想に係る合意の形成に資すると認めるときは、要請理由及び意見以外の事項についても、意見を述べさせることができる。

(街づくり専門家)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、街づくりに関する専門的な知識又は経験を有する者を意見交換会に出席させることができる。

(公開)

第9条 意見交換会は、公開とする。

2 傍聴者は、公募の上、抽選で決定する。

3 区長は、前項の抽選に当たっては、周辺住民が優先的に傍聴することができるよう配慮するものとする。

4 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、区長が相当と認めたときは、その数を増やすことができる。

(遵守を求める事項)

第10条 議長は、意見交換会において会場内の者に対して次の事項を遵守させなければならない。

(1) 会場内で飲食又は喫煙をしないこと。

(2) 会場内で写真撮影、録音又は録画をしないこと(許可した報道関係者を除く)。

(3) 会場内で携帯電話等の無線機器又はパーソナルコンピュータ等情報機器を使用しないこと。

(4) 傍聴者にあつては、傍聴席において静粛に傍聴し、拍手その他の方法による意思の表明しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、意見交換会の進行の支障となる行為をしないこと。

2 議長は、傍聴者及び出席者が前項に反すると認めたときは、これを制止しなければならない。

3 議長は、前項各号に掲げる事項に反する行為があると認めたときは、これを制止しなければならない。

4 議長は、前項の規定による制止に従わない者があるときは、その者を退場させることができる。

5 議長は、前2項の措置にもかかわらず意見交換会の続行が著しく困難な状況にあると認めたときは、意見交換会を中止することができる。

(入場制限)

第11条 議長は、次に掲げる者を意見交換会の会場に入場させてはならない。

(1) 鈍器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 拡声器、張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

(3) はち巻、腕章(報道関係者が着用する腕章を除く。) たすき、ゼッケン及びヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) 酒気を帯びている者

(5) 前各号に掲げるもののほか、意見交換会の進行を妨害すると疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(委任)

第12条 前各条に定めるもののほか、意見交換会の運営等について必要な事項は、都市整備部長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。